

## イギリス

金銭的制裁の額の決定は、違反事業者の被害者（消費者等）に対する損害賠償の有無とは無関係である。損害賠償の実現状況を踏まえて金銭的制裁の額を決定することを、OFT 等に命ずる明文の規定は存在しない。

## フランス

- ・ 違反事業者が、損害賠償をしたとの事実が、金銭的制裁賦課に際して考慮されることはない。
- ・ 商法典 L464-2 には、算定に当たって、「行為の重大性、違反行為が経済に及ぼした被害の重大性、制裁を課される組織ないしは企業又は当該企業が属するグループの状況、及び、本章により禁止される行為を反復する可能性との関係で、均衡がとれたものでなければならない。」とされており、損害賠償責任の履行を考慮せよとの要請は、明示的に規定されていない。

## ドイツ

過料額の算定にあたり、違反者によって損害賠償が行われたことが考慮されるかについては、実務の扱いに関する認識が一致していない。ただ、実際問題としては、被害者が独自に損害を立証するのは難しいため、通常は、カルテル庁が過料を課し、それを受けて、その後に被害者が訴訟を起こすという順序であるから、そもそも、このような問題はあまり生じないとのことであった。

## EU

制裁金の設定についてのガイドラインを定め、その中で、制裁金の加算要素、減算要素を示しているが、違反行為の直接の被害者に対する損害賠償責任の履行については、明示されていない。

## アメリカ

量刑が、損害賠償私訴や州損害賠償訴訟を考慮してオフセット(減額)されることはない。政府契約の違約金も考慮されることはない。

抑止や応報のための措置を調整対象にするという問題関心は、ごく抽象的にしか聴かれなかった。

独禁法をはなれて一般論として、民事制裁金の額を決めるときに、すでに刑事処罰を受けた者であることが考慮されることはありうるが、あくまでも、民事制裁金の制裁機能が失われない限りという条件付きであるとの指摘があった程度である。ちなみに、機械的に調整すると、抑止力が失われる場面も出てくるのではないかとのコメントがあった。

「非刑事的措置をも含めた措置体系が、全体として違反者にとって過重である、機能面の重複がないよう、措置間の調整をするべきである」という発想は、今回の調査では見あたらなかった。個々の措置があいまって、全体として抑止力が十分に発揮されているかが重要なことであり、それを犠牲にするような調整は本末転倒ということであろう。

このことに関連して、FTC が、「インジャンクション訴訟で違法収益剥奪・原状回復を得られたからといって、これを理由に、民事制裁金の額を低くするという offset は不適切である」と明言している。被害者救済のための違法収益剥奪をしたからといって、直ちに民事制裁金を減らすのでは、必要な抑止力が失われるからである。

専門調査員の海外調査報告（第13回会合資料1～3）等を基に作成